**別記様式第５の４**（第29条関係）

地域活性化総合特別区域計画認定申請書

年　月　日

内閣総理大臣　殿

指定地方公共団体の長の氏名　　印

総合特別区域法第35条第１項の規定及び同法附則第３条に規定する措置に基づき、地域活性化総合特別区域計画について認定を申請します。

注１　氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

２　法第35条第１項の規定のみに基づく計画にあっては「及び同法附則第３条に規定する措置」の文字を、法附則第３条に規定する措置のみに基づく計画にあっては「第35条第１項の規定及び同法」の文字を抹消してください。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

地域活性化総合特別区域計画

作成主体の名称：

１　地域活性化総合特別区域の名称

２　特定地域活性化事業の名称

３　地域活性化総合特別区域計画の実施が地域活性化総合特別区域に及ぼす経済的社会的効果

４　その他地域活性化総合特別区域における地域の活性化のために必要な事項

５　特定事業（法第37条の２第１項第１号に規定する特定事業）を定める場合には、当該特定事業の名称

別紙　特定地域活性化事業関係及び特定事業関係

注１　１から４までに掲げる事項について、記載するよう努めること

２　５に掲げる事項については、特定事業を定める場合において記載すること

別紙

特定地域活性化事業関係については、以下のとおりとすること

１　特定地域活性化事業の内容及び実施主体に関する事項

２　特定地域活性化事業ごとの特別の措置の内容

３　その他特定地域活性化事業に関する事項

注　特定地域活性化事業ごとに作成すること

別紙

特定事業関係については、以下のとおりとすること

１　特定事業の内容、実施主体及び開始の日に関する事項

２　特定事業ごとの規制の特例措置の内容

３　特定事業実施区域の範囲

注　特定事業を定める場合において、特定事業ごとに作成すること

**附　則**

この府令は、総合特別区域法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十三号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年九月十三日）から施行する。ただし、第五条第二項第五号の改正規定は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第七十二号）の施行の日から施行する。

# 省　令

## ○財務省令第五十三号

総合特別区域法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十三号）の一部の施行に伴い、財務省関係総合特別区域法施行規則を廃止する省令を次のように定める。

平成二十五年九月十二日

財務大臣　麻生　太郎

### 財務省関係総合特別区域法施行規則を廃止する省令

**附　則**

この省令は、総合特別区域法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年九月十三日）から施行する。

## ○厚生労働省令第百二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十二条第一項第二号の規定に基づき、東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準を廃止する省令を次のように定める。

平成二十五年九月十二日

厚生労働大臣　田村　憲久

### 東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準を廃止する省令

東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十三年厚生労働省令第五十三号。以下「基準省令」という。）は、廃止する。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、平成二十五年十月十二日から施行する。

（経過措置）

**第二条**　この省令の施行の際現に行われているこの省令による廃止前の基準省令第一条に規定する基準該当訪問看護（この省令の施行の際現に利用者に対して行われているものに限る。）の事業に係るこの省令による廃止前の基準省令の規定（第二条第二項の規定を除く。）の適用については、当該利用者が他の介護サービスに移行することその他の事由により当該利用者に対する当該基準該当訪問看護の提供が終了する日までの間は、なお従前の例による。

## ○国土交通省令第七十五号

総合特別区域法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十三号）の一部の施行に伴い、特定水力発電事業関係総合特別区域法施行規則を廃止する省令を次のように定める。

平成二十五年九月十二日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣　林　芳正

### 特定水力発電事業関係総合特別区域法施行規則を廃止する省令

特定水力発電事業関係総合特別区域法施行規則（平成二十三年国土交通省令第五十九号）は、廃止する。

**附　則**

この省令は、総合特別区域法の一部を改正する法律附則第一条第一号の政令で定める日（平成二十五年九月十三日）から施行する。